

1 計画策定の趣旨

長野市では、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる生活環境を整えるために、さまざまな福祉施策を推進してきました。しかし、近年私たちを取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展、家庭や地域社会の人間的なつながりの希薄化、経済の低成長などにより大きく変化し、高齢者、障害者をはじめ、生活上支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、自殺や孤独死、児童虐待などを取り巻く新たな社会的な問題が顕在化しており、これまでの行政施策だけでは対応できない新たな福祉ニーズが生まれてきています。

こうした状況の中で、平成12年に社会福祉制度の抜本的見直しによる新しい社会福祉法が誕生し、「地域福祉」が明確に規定されました。その意義は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが社会参画でき、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう支え合う」体制を、生活の場である地域において、住民自らの参画により整備することにあります。

長野市の平成15年度「まちづくりアンケート」によれば、近隣関係については、ほとんど付き合いがない希薄な関係はごく少数で、何らかの付き合いがあるものの、実際に困ったときに助け合える関係は3割しかないのが現状です。その一方で、支援を必要とする人に対して、8割に上る人が「何らかの形で手助けしたい」という意識を持っています。こうした現状を踏まえ、私たちは今日の時代状況に合った新たな地域福祉を確立する必要があります。

この地域福祉計画は、住民が多様な生活上の課題に目を向け、行政・関係機関・事業者等との協働^{*}の下に、自らその解決に向けた取り組みができる方策を策定するものです。同時に、縦割り行政を見直し、当事者主体の立場に立ったサービス提供システムを構築していくことを目指しています。また、この計画を推進する過程において、地域住民が内発的に自分たちのまちづくりを進めていくという自治意識を喚起し、住民同士が互いに支え合って生活の質を高め合い、「共に生きる」新しい福祉文化^{*}の創造を目指すものです。

■協働

異なる環境にあるものや異なる考え方を持ったものが、お互いを理解し合い、対等な立場で、共通の目的に対して、期限を決めて協力して活動すること。

■福祉文化

社会福祉にまつわる、地域住民の活動や意識などにより構成されるそれぞれの地域に特有の個性的な文化のこと。それは、生活を保障する意味だけでなく、生活の質を高めていくことを目指し、住民の積極的、主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより創造される。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

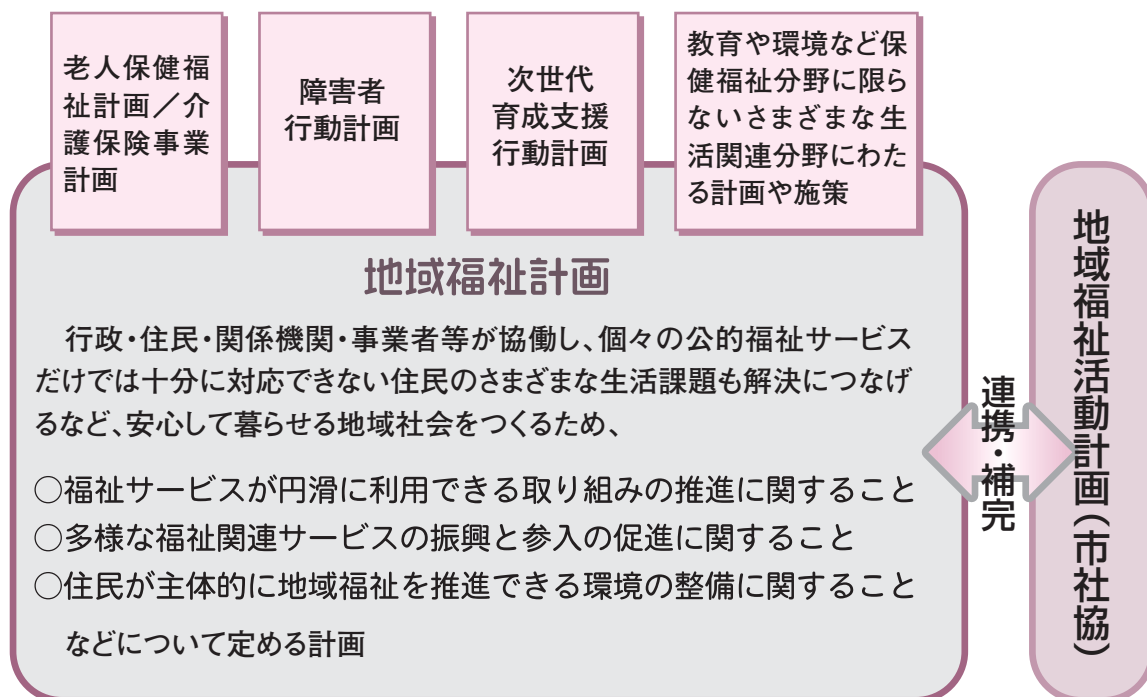
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の位置づけ

この計画は、第三次長野市総合計画後期基本計画の施策を具体化する計画として位置づけられ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

市ではこれまで、高齢者・障害者・児童など福祉分野別に諸計画を策定し、それぞれの対象に対して市が推進する施策を明らかにしてきました。この地域福祉計画は、個々の分野別計画に基づく福祉サービスだけでは十分に対応できない住民のさまざまな生活課題についても、行政と住民・関係機関・事業者等が相互に連携し、その解決に向けて協働の方向性を示すものです。そのために、福祉分野に限らず、教育・環境・人権・男女共同参画・住民自治など生活に関連するさまざまな施策を総合的に捉え直し、地域福祉を推進しやすい環境づくりについて明確にしています。

また、地域福祉活動を進めるために市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」とこの計画は、目指すべき方向性を同じくするとともに、相互に連携・補完し合う関係にあります。



保健福祉に関する分野別計画

<p>あんしんいきいきプラン21（長野市老人保健福祉計画・長野市介護保険事業計画） 市の高齢者の保健、福祉及び介護保険事業を総合的に進めるための一体的な計画。</p>	
計画期間	第3次老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画：平成15～19年度
基本理念	高齢者が自分らしく、健康で生きがいのある豊かな生活を送るとともに、必要なサービスを安心して利用できる明るい長寿社会を築きます。
概要	「介護予防・疾病予防の推進」「地域ケア体制づくり」「高齢者の積極的な社会参加支援」「介護サービス基盤整備と質的向上、一般福祉サービスの充実」「認知症*高齢者支援対策の推進」を基本的な政策目標とし、今後の施策推進の方針・目標を盛り込む。
<p>このまちで暮らしたい長野プラン（長野市障害者行動計画） 市の障害者施策を長期的展望に立って総合的かつ計画的に進めるための計画。</p>	
計画期間	第三次計画：平成13～22年度
基本理念	地域において、障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で選択し、社会活動に参画でき、人間としての尊厳をもって当たり前の生活が送れる社会を創造すること。
概要	「障害者理解の促進」「地域支援策の推進」「社会的自立の促進」「早期療育体制・教育の充実」を基本目標にし、必要な施策と整備目標を盛り込む。
<p>長野市次世代育成支援行動計画 市の少子対策・子育て・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための計画。</p>	
計画期間	平成17～26年度
基本理念	「子どもたちが健やかに生まれ育ち、次の世代を担う子どもたちを育むために」将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、子育て・子育てを社会全体で支援するとともに、子どもを産み、育てることへの喜びを実感することができる家庭と社会の実現を目指します。
概要	「長期的視野に立った子育て・子育て環境づくり」「すべての子どもと子育て家庭への支援」「地域における子育て・子育て支援の強化」を基本的視点として、「職業生活と家庭生活との両立の推進」「地域における子育ての支援」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「子ども等の安全の確保」「要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」を基本方針に掲げ、基本施策のもとに事業・目標値を盛り込む。

■認知症

「痴呆（ちほう）」に替わる用語。「痴呆」という言葉が侮蔑的な意味を伴う表現であることなどから、平成16年12月に厚生労働省により改められた。

長野市健康づくりプラン 健康ながの21 市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するための計画。	
計画期間	平成14～22年度
目的	市民一人ひとりが健やかで心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会とするために、働き盛り世代の死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現する。
概要	栄養と食生活、こころの健康、アルコール、歯の健康、身体活動・運動、タバコ、生活習慣病について、目標、取り組みの方法等について盛り込む。
ささえあいプラン21 （長野市地域福祉活動計画 策定主体：長野市社会福祉協議会） 地域福祉活動を進めるために、地域住民や市社会福祉協議会の共通指針、基本的な考え方と目標・課題、役割を明らかにする計画。	
計画期間	平成13～22年度（第2次実施計画：平成16～19年度）
共通目標	誰もがみんな、自分らしく生きるために支え合いの地域創り
概要	「学び」「参加」「交わる」「つどう」「見つける」「防ぐ」「支え合い」「伝える」「相談」「ネットワーク」「まちづくり」「自治・治める」をキーワードとする12の基本目標に基づき、地域福祉活動を進めていくための118事業を盛り込む。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成17～22年度までの6か年とします。なお、他の関連する計画との整合を図りながら、計画期間中の成果を踏まえたうえで必要な見直しを行います。

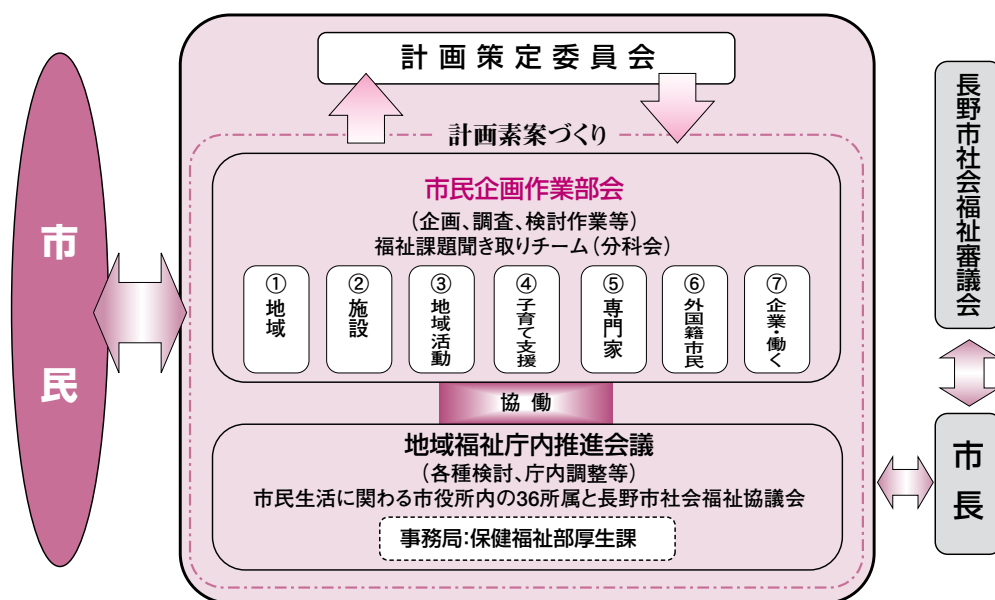
4 計画策定の体制

計画策定にあたっては、計画づくりの考え方や方法、内容について検討するために、庁内での勉強会（平成14年度）、民生・児童委員へのアンケート（平成15年1～3月）、外部関係者との意見交換会（平成15年5月、7月）などを実施してきました。この中で、計画の主旨や近年の住民自治に対する関心の高まりなどを踏まえ、本市の地域福祉計画づくりには、市民によるワーキンググループを組織し、計画の素案づくりに臨むことが必要であるとの結論に至りました。

そこで、これらの検討に加わったり、公募などによる45名を部会員とする市民企画作業部会が平成15年8月に発足し、市の保健福祉及び生活関連関係課、市社会福祉協議会からなる庁内組織とも協働しながら、計画の素案づくりが進められてきました。素案は、

「さまざまな立場の市民から聞き取った地域福祉課題をもとに計画をつくる」という部会の方針に基づき、集めた約4,000の課題をもとにまとめられました。素案づくりの作業は、部会の自発的で積極的な活動によって支えられてきており、全体会や幹事会、分科会に分かれての課題収集や必要な方策の検討、シンポジウムの開催による報告など、部会の活動は、のべ150回を超えています。

平成16年6月に発足した策定委員会では、この素案に検討を加え、地域福祉計画としてまとめました。また、広い視野に基づいた指導・助言を受けるため、アドバイザーとして特定非営利活動法人日本地域福祉研究所の参画も得ました。



市民企画作業部会 7つの視点による分科会

①「地域」分科会	モデル地区で開催した福祉懇談会の参加者の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
②「施設」分科会	高齢者、障害者など社会福祉施設利用者やその家族の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
③「地域活動」分科会	お茶のみサロンやふれあい会食、地区での子育て支援活動などの参加者の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
④「子育て支援」分科会	子育て中の母親を中心に、子どもに関係するさまざまな人々の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
⑤「専門家」分科会	福祉や医療、行政等の専門機関、関係団体の専門家、行政サービス利用者の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
⑥「外国籍市民」分科会	外国籍の住民やそのサポートグループなど、外国籍の住民に関わる人々の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。
⑦「企業・働く」分科会	「働くこと」「企業の地域との関わり」等を視点に、個人や企業の意見から地域福祉課題を収集し、方策を検討。